

原子炉等規制法第43条の4第1項の原子炉及び貯蔵能力
を定める政令の制定について

平成11年12月3日
資源エネルギー庁

本年6月16日に公布された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第75号）の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）の一部を改正し、実用発電用原子炉の使用済燃料を貯蔵する事業であって、ウラン及びプルトニウムの照射される前の量の合計が1トン以上の使用済燃料を貯蔵することができる設備により行うものを、原子炉等規制法第43条の4の許可対象とすることを考えております。

実用発電用原子炉以外の原子炉の使用済燃料は、もんじゅについては建設中、ふげんについては2003年運転終了予定、試験研究用原子炉の使用済燃料については原子炉の運転が恒常的でないことにより、その発生量が少ないこと、実用船用原子炉は存在していないことを踏まえ、当面、実用発電用原子炉以外の原子炉の使用済燃料の貯蔵については、原子炉等規制法第43条の4の許可対象とせず、将来、中間貯蔵の必要性が発生した場合に、政令を定めることを考えております。

使用済燃料貯蔵事業の貯蔵能力の下限値をウラン及びプルトニウムの照射される前の量の合計が1トンとしたのは、①使用済燃料輸送容器1基の平均的収容量が3～5tU程度であること、②実用発電用原子炉から取り出されたばかりの使用済の燃料集合体をラックなどの臨界防止措置のない純水中で密着させるという極めて仮想的な状態（注）では臨界量が通常1tU強以上（代表的な燃料集合体であってPWR用のもの4体、BWR用のもの16体）と計算されることを勘案しつつ、少量を貯蔵する場合であっても、事業の許可という厳格な安全規制の対象とすることとしたものです。

（注）原子炉から取り出された燃料は、発電所内の臨界管理された燃料貯蔵プールの中で十分（例えば10年程度）冷却され、原子炉等規制法第30条に基づき通商産業大臣に事前に届け出られた運転計画に従い、計画的に貯蔵のために発電所外に搬出されることとなります。実際の搬出に際しては、原子炉等規制法第59条の2の運搬に関する保安措置等により、十分に冷却し

た使用済燃料についてのみ輸送容器に収容して発電所外へ運搬が可能となっています。

さらに、貯蔵施設については、原子炉等規制法第43条の4及び第43条の7の事業許可において、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることが確認されること、第43条の8の設計及び工事の方法の認可並びに第43条の9の使用前検査等において、臨界防止を含め所要の技術基準に適合することが確認されることとなります。

なお、発電所外における1トン未満の使用済燃料の貯蔵については、原子炉等規制法第60条（受託貯蔵）により、適切な保安措置が講じられることとなります。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（事業の許可）

第43条の4 使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第60条第1項、第66条第3項及び第77条第六号の二において同じ。）の貯蔵（原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が原子炉施設、再処理施設又は同条第2項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2（略）

3 通商産業大臣は、第1項の政令のうち原子炉及び貯蔵能力を定めるものの制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

（設計及び工事の方法の認可）

第43条の8 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第43条の10第1項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第3項において同じ。）について通商産業大臣の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をし

なければならない。

- 一 第43条の4第1項若しくは前条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであること。
- 二 通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(使用前検査)

- 第43条の9 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事（次条第1項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。
- 2 前項の検査においては、使用済燃料貯蔵施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。
- 一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。
 - 二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(運搬に関する確認等)

- 第59条の2 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。
- 2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣又

は運輸大臣の確認を受けなければならない。

3～12（略）

（受託貯蔵者）

第60条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く。）を委託された者（以下「受託貯蔵者」という。）は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託貯蔵者は、政令で定める特定核燃料物質を貯蔵する場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、受託貯蔵者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の貯蔵の方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。